

申1号 JR東労組新幹線協議会「第7回定期委員会」発言等に基づく申し入れ交渉 その9

7. 過半数代表者選挙において、投票の秘密の厳守と投票者の不安を解消するため、Formsやメール、電話等の投票ではなく、本人の直接無記名投票を原則とし、公正、公平に実施すること。

回答：過半数代表者選挙は、労働基準法施行規則第6条の2に基づき、適切に選出を行なっているところである。今後も法令等を遵守し、選出手続きの公平性・公正性を確保していく考えである。

《組合》職場では投票の秘密の厳守のため Forms やメール、Web、電話等ではなく直接無記名投票を望む声がある。公平公正という観点からもこの手法で進めていただきたいと思うがどうか。

《会社》その様な声があることは受け止める。民主的に公正公平な選挙を行うことが大切であり、投票箱を用意している箇所も多い。一方、Forms等の電子媒体やメールを活用する場合もある。いずれにせよ、公平性と公正性を確保することは今後もしっかり守っていく考えなのでその点は心配ないという事をお伝えしたい。

《組合》現場では長期休職中の社員に対して、電話で代表選の説明を行い、その場で誰に投票するか聞いたという事例があった。民主的に公正公平な選挙を行う認識があることは理解したが、電話という相互に相手を認識できる状態で投票することは公正公平の確保が本人、周囲からみても疑問視されることにつながる。投票手法として検討の余地があるのではないか。

《会社》その場の具体的なやり取りについて把握はしていないが、そもそも投票するか否かについても自由意志でありそこをしっかりと担保することが大前提である。誰に投票したか知られてしまう懸念があるという主張だと思うが、電話をしたのは選出事務を担う者であり投票によって社員に対する対応が変わるものではない。

《組合》一部の職場では選出事務を担う社員が全員管理者となっている。その事が電話等での投票の際に社員の不安につながっているという実態がある。その点を考慮すべきではないか。

《会社》個人情報の取扱いという観点もあり、管理者に選出事務を担っていただいている現実がある。管理者が社員の投票に関する情報を知ったからといって、何ら不利益な対応を取ることはない。懸念を抱く社員がいることは承知しているが決して公正性、公平性を阻害することはない。

《組合》会社の認識は理解したが、それをどの様な手法で担保していくかということである。法令上投票方法に特段の制限がないことは理解しているが、先程述べられた部分を担保するためにも、投票の秘密が確保される手法を取っていただきたい。

《会社》懸念を抱く社員もいることは理解する。選出事務を担う者が特定の候補者に対し何かするという事はない。フラットに事務手続きをしているだけである。回答にもある通り、今後も適切に対応していくことに変わりはない。

**投票の秘密の厳守と、公正公平な職場
代表選挙の実施を今後も強く求めていきます！**